

県代行モデル事業（水安全計画の策定業務）について

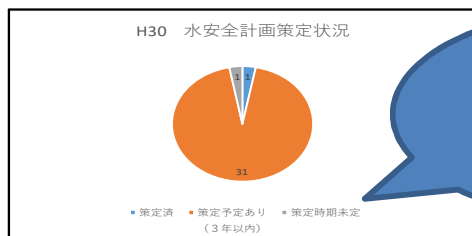
水道事業体への指導、助言の現状・課題

〈現状〉

- ・水道事業体の策定状況(今後の予定含む)を厚生省調査により状況把握。
- ・国、日本水道協会からの水安全計画に関連する情報を周知。

〈課題〉

- ・水道水質関連調査の結果においては、5年以上前から水道事業体は策定の意思を示しながらも、最新情報でも、策定できているのは、高知市に限られている。
- ※高知市は厚生労働大臣認可事業者で、県知事認可事業者(県内の高知市を除くすべての水道事業者)は、全て未策定。→県の指導、助言力の不足と分析



市町村は5年前から策定の意思があるものの、未策定のまま
→県の指導・助言が不十分

- ・水安全計画の策定には、水道の専門知識、技術的な知見が必要ではあるものの、県では策定する環境にないため、策定のノウハウを習得しにくい環境にある。

〈取組の方向性〉

- ・水道事業体に対して、引き続き、指導・助言を適切に行うためには、水安全計画の策定について、ノウハウを習得する必要がある。

〈モデル事業体の選定〉

- ・意向調査及び候補事業体を対象に事業の募集を実施

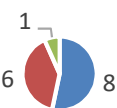
意向の有無



■ 希望あり ■ 希望なし

○「希望あり」のうち、8事業体が「モデル事業体となることを特に強く希望する」と意思表示。
○「希望なし」の理由は、以下のとおり
・事業体職員が策定すべきものと考えているため：1件
・その他：2件

希望する理由の内訳



- 専門知識が不足しているため
- 人手が不足しているため
- 他の業務に専念したいため

県代行モデル事業（水安全計画の策定業務）の概要

〈目的〉

- ・「高知県水道ビジョン」において、重要施策「作成支援ツール等を活用した水安全計画の策定」の数値目標として、令和6年度(採用年度:令和4年度)までに策定率100%、県の役割:水安全計画策定に必要な情報の提供や計画立案方法の助言など策定支援を行う。

なお、本事業は、**圏域リーダー育成**の取組も兼ねています。

〈策定ツール〉:水安全計画作成支援ツール簡易版(Ver.1.2)

〈参考図書〉:水安全計画のためのガイドライン(平成20年5月)

水道事業は市町村事業。人に動いてもらう必要がある。まずは**やってみせ**。

やってみせ
言ってみせ
させてみせ
ほめてやらねば
人は動かじ
五十六

〈モデル事業体の選定〉

県内全33市町村に対し、意向調査を実施し、意向のあった市町村から公平・公正な選定により、**須崎市、いの町の2事業体**を決定。

〈水安全計画とは〉

水源から給水栓に至る全ての段階において包括的な危害評価と危害管理を行うことが安全な飲料水を常時供給し続けるために有効であることから、HACCP手法の考え方の水道への導入が提唱されました。このような**水道システム管理を水安全計画**といいます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
推進協定公募													
推進協定締結													
意向調査・募集													
モデル事業体決定													
第1回協議 (概要説明)													
第2回協議 (検討状況説明)													
第3回協議 (概要説明+現地踏査)													
第4回協議 (計画書提出)													

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン会議や電子メール、電話等による情報交換を主体で取組を進める。

※検討状況に応じて、適宜スケジュールを見直す。

※検討状況を当該HPに公開し、他事業体への展開を促す。